本号で公布された法令のあらまし

◇農業経営基盤強化促進法施行令等の一部を改正する政令（政令第六四号）（農林水産省）

一　農業経営基盤強化促進法施行令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正関係

東日本大震災により被害を受けた者に対する青年等就農資金の貸付け等の特例の適用期間を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（第一条関係）

二　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部改正関係

中小漁業融資保証法等の特例の適用期間を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六五号）（原子力規制委員会）

1　照射された一定量以上のプルトニウム等であって一定の吸収線量率以下のものは、原子力規制委員会規則等で定めるところにより固型化され、又は容器に入れられている場合には、特定核燃料物質の防護のための措置に係る原子力規制委員会等の確認を要しないこととした。（第四八条関係）

2　この政令は、平成二八年一〇月一日から施行することとした。

◇毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令（政令第六六号）（厚生労働省）

1　特定毒物研究者の主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合における特定毒物研究者の許可証について、指定都市の長が交付することとした。（第三三条の二～第三六条の三、第三六条の六及び第三六条の九関係）

2　特定毒物研究者が都道府県又は指定都市の区域を異にしてその主たる研究所の所在地を変更したときは、その主たる研究所の所在地を変更した日において、その変更後の主たる研究所の所在地の都道府県知事又は指定都市の長による許可を受けたものとみなすこととした。（第三六条の四関係）

3　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

政　令

農業経営基盤強化促進法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十四号

農業経営基盤強化促進法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十三項、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第八条第二項、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）第二項、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第五条第五項、特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第五条第二項、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第六条第二項、獣医療法（平成四年法律第四十六号）第十五条第二項、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十条第二項、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）第十一条第二項並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条、第百十二条第一項、第百十三条から第百十五条まで、第百十六条第一項、第百十七条第一項、第百十九条、第百二十条、第百二十一条第一項及び第百二十二条から第百二十六条までの規定に基づき、この政令を制定する。

（農業経営基盤強化促進法施行令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

一　農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）附則第五項

二　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）第四条から第十一条まで

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

第二条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項、第二条第二項、第三条第二項、第四条第二項及び第五条第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六条第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第四項中「第十三条第五項及び第十七条第五項」を「第十三条第四項及び第十七条第四項」に改める。

第七条第二項、第八条第二項、第九条第二項、第十条第二項、第十一条第二項及び第十二条第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第十三条第一項中「第百二十二条第一項から第三項まで」を「第百二十二条」に改め、同条第二項中「第百二十二条第一項」を「第百二十二条」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十五条第二項及び第十六条第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第十七条第一項中「第百二十六条第一項から第三項まで」を「第百二十六条」に改め、同条第二項中「第百二十六条第一項」を「第百二十六条」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平